

平成30年8月10日

第14回水俣市農業委員会

第14回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 平成30年8月10日
開会 9時30分
閉会 10時07分
- 3 出席委員
農業委員 12名
1番 元村 善二 君 3番 松田 時義 君
4番 戸次 治夫 君 5番 田上 哲人 君
6番 森口 信二 君 7番 廣島 康雄 君
8番 山澤 親徳 君 9番 苗床 勝美 君
10番 坂本 隆司 君 11番 池田 郁雄 君
12番 田畑 和雄 君 14番 中村 清治 君
推進委員 14名
15番 向田 博 君 16番 草野 武雄 君
17番 竹下 正治 君 18番 野間 勝 君
19番 山内 秋光 君 20番 溝口 幸一 君
21番 前島 春美 君 22番 坂口 新一 君
23番 山口 初憲 君 24番 前田 仁 君
25番 渕上 民雄 君 26番 森下 義孝 君
27番 下鶴 信雄 君 28番 古里 一幸 君
- 4 欠席委員
農業委員 2名
2番 松本 公昭 君 13番 友田 勝久 君
推進委員 なし
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 報告事項(1) 合意解約通知について
報告事項(2) 農用地利用配分計画の認可について
報告事項(3) 農地転用許可後の工事完了について
議第50号 非農地証明書交付について
議第51号 農地法第3条の許可申請について
議第52号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 宮崎 博巳
参事 鶴田 千恵美
参事 本村 広揮

議長
(元村善二君)

それでは、只今より第14回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は12名です。欠席農業委員は、2番松本委員、13番友田委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、3番の松田委員・4番の戸次委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員は全員出席です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した農業委員に読み上げていただきます。本日は14番の中村委員にお願いします。

14番委員
(中村清治君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(宮崎局長)

はい、議長

議長

はい、事務局長

事務局長

1ページをお願いします。

報告事項(1)合意解約通知について、御説明いたします。番号1、貸人が、熊本県農業公社で、借人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりで、地目は、台帳、現況ともに田で、面積は、合計2,946㎡です。

理由は、借人が、経営規模縮小のため返還するものです。

場所は、2ページに、記載しております。

次に、3ページをお願いします。

報告事項(2)農用地利用配分計画の認可について、熊本県農業公社が転貸人となる、1番から4番までの4件について、御説明申し上げます。

番号1番は、貸人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。地目は、現況；畑で、面積は、288㎡です。

期間は、平成30年7月1日から平成35年6月30日までの5年間です。

利用目的は、アボカド栽培で、10a当たりの借賃は、9,028円となっております。

利用権の種類は、賃借権で、借人は、記載のとおりとなっています。

場所は、4ページに、記載しております。

番号2番は、貸人が、記載のとおりです。

所在は、記載のとおりの一部で、地目は、畑、面積が、1,689㎡のうち1,383㎡になります。

期間は、平成30年7月1日から平成35年6月30日までの5年間です。

利用目的は、アボカド栽培で、10a当たりの借賃は、11,135円となっております。

利用権の種類は、賃借権で、借人は記載のとおりとなっています。

場所は、4ページに、記載しております。

番号3番は貸人が記載のとおりです。

所在は、記載のとおりで、地目が田、面積が合計3,825㎡となっております。

期間は、平成30年7月1日から平成35年6月30日まで5年間です。

利用目的は、水稻で、10a当たりの借賃は、10,000円となっております。

利用権の種類は、賃借権で、借人は記載のとおりとなっています。

場所は、5ページに、記載しております。

番号4番は貸人が記載のとおりです。

所在は、記載のとおり、地目が畑、面積が543㎡となっております。

期間は、平成30年7月1日から平成35年6月30日まで5年間です。

利用目的は、露地野菜で、10a当たりの借賃は、9,208円となっております。

利用権の種類は、賃借権で、借人は記載のとおりとなっています。

場所は、6ページに、記載しております。

次に、7ページをお願いします。

報告事項(3)農地転用許可後の工事の完了について、平成30年6月及び7月に完了報告書の提出があった、4件について、御説明申し上げます。

それぞれ、平成28年9月の第28回会議から平成30年3月第9回会議までの農地法4条、5条関係の工事4件について、提出日の欄に記載した日付で、報告書の提出がありました。

そこで、事務局において、事務局確認日において確認しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していたしましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。

議第50号 非農地証明書交付について、議第50号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

10番委員
(坂本隆司君)

はい、議長

議 長

はい、10番 坂本隆司委員をお願いします。

10番委員

おはようございます。議第50号非農地証明書交付の1番について説明いたします。

申請人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況山林、面積、2筆合計3,233㎡となっております。

申請地は10ページをご覧ください。8月8日に事務局2名と元村会長、私、4名で現地調査をしてまいりました。現況としまして11ページをご覧ください。現在このように大変荒れております。もう木も大きくなって、重機を入れてもなかなか元に戻せないような感じになっております。開発したらものすごく西向きでいいところなんですけど、全般的ここら辺はもう荒れてしまっておるところでございます。

現地調査の結果、第2条第1項の農地には当てはまらないため、御審議の程よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございます。私も一緒に確認に行きましたので、私の意見を述べさせていただきます。

8月8日に現地に坂本委員、事務局と行きまして見ましたところ、もう畑全体が雑木に覆われている状態でございます。横の方は櫨の木を現在植えてありまして、農地に対しては何ら日照権の問題はないように思われましたので、御審議の程よろしくをお願いします。以上です。

議 長

以上でございますが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第50号 非農地証明書交付については、交付してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第50号 非農地証

明書交付については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

次に移ります。

議第51号 農地法第3条の許可申請について、議第51号を議題といたします。

なお、1番については、申請が取り下げられましたので、審議しません。

では、2番から関係委員の説明をお願いします。

3番委員
(松田時義君)

はい、議長

議長

はい、3番 松田時義委員をお願いします。

3番委員

失礼します。農地法第3条許可申請の2番と3番について説明します。

2番、譲渡人、記載のとおり。譲受人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況は畑となっていますけども、作物を植えてありませんでした。面積、158㎡です。

3番、譲渡人、記載のとおり。譲受人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況は畑となっていますけども2筆はセイタカアワダチソウで耕作放棄地です。1筆は現況畑で、里芋とナスを植えてありました。面積、3筆合計2,404㎡です。

譲受人の状況は記載のとおりですけれども、安心して作れないとのことでした。なにしろ急傾斜地で、イエローゾーンに指定されているところです。譲受人はとにかくエネルギーを持って余されている方です。陣内水俣城の官軍墓地の草むしりを毎月ボランティアでやっていらっしゃいます。それから平から公德碑までの薩摩街道沿いの草払い、農免道路の溝のゴミ上げなどやってらっしゃいます。息子さんが1級整備士で、「息子が耕運機から草刈り機、何もかも整備ができるから安心です。」ということでした。所有権移転、売買に当たります。

15ページを開けてください。8月7日、行政書士、事務局2名、譲受人、竹下委員、私の6人で現地調査を行いました。ここに2番と、3番の1筆があります。16ページです。ここに3番の2筆がありますが、耕作放棄地で、セイタカアワダチソウが生えていましたので、「大丈夫ですか。やっていけますか。」と確認しました。「大丈夫です。頑張ります。」ということでした。2番と3番併せて2,562㎡ですけども、4反に足りませんので、それは議第52号の利用権設定で出てきます。その時に説明したいと思います。

以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため

許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしく
お願いいたします。

これで説明を終わります。

7 番委員
(廣島康雄君)

はい、議長

議 長

はい、7 番 廣島康雄委員にお願いします。

7 番委員

おはようございます。農地法第3条許可申請について説明いた
します。議案書13ページの4番でございます。

譲渡人は、記載のとおりです。譲受人は、記載のとおりでござ
います。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面
積、836㎡です。

譲受人の状況は、記載のとおりです。この地に現在米を作っ
ておられます。申請理由は譲渡人が高齢で、農地を管理できな
いということでした。

申請地は17ページをご覧ください。現地調査を8月7日に
行政書士、事務局2名と向田推進委員と私、5名で行いました。
周りはすべて田んぼでございまして、譲渡には問題ないかと思
われます。

以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため
許可要件は満たしておりますので、御審議の程よろしくお願
いいたします。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明
があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は
ございせんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第51号 農地法第
3条の許可申請については、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第51号 農地法第
3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号には該当

しないために、許可要件は満たしておりますので、許可することに決定いたします。

次に移ります。

議第52号 農用地利用集積計画の申出について、議第52号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

5番委員
(田上哲人君)

はい、議長

議長

はい、5番 田上哲人委員をお願いします。

5番委員

それでは新規設定の番号1について説明いたします。

貸人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、1,195㎡です。始期終期は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までの5年間です。利用目的は水稻、借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。

借人は、記載のとおりです。経営状況等は記載のとおりです。

申し出地は21ページにあります。借人は兼業ではありませんが、水稻栽培を中心に農業に取り組みされており、申し出地も水稻を栽培するとのことでした。貸人は耕作を維持できる状況でなく、借人の自宅から近くのところ申し出地はあり、耕作の利便性が高いことから今回の申請となっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので御審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは、2番から5番については、私の担当地区ですので、私の方から説明させていただきます。

利用権設定の新規の番号2、貸人、記載のとおり。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、557㎡。始期終期、平成30年9月1日から平成35年8月31日まで、期間が5年間です。利用目的は玉葱です。借賃は無償で使用貸借権です。

場所は22ページをご覧ください。

番号3、貸人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積1,776㎡のうち1,047㎡。始期終期、平成30年9月1日から平成35年8月31日まで、5年間です。利用目的が玉葱で、借賃は無償です。利用権の種類は使用貸借権です。

場所は23ページをご覧ください。

番号4、貸人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、

1, 349㎡。始期終期、平成30年9月1日から平成33年8月31日まで、3年間です。利用目的は玉葱です。借賃は全体で玉葱50kg、利用権の種類は賃借権です。

場所は24ページをご覧ください。

2番、3番、4番については、借人が、記載のとおりです。借人の状況は、記載のとおりです。借人は専業農家として玉葱、水稻関係を主に作っておられます。農地利用最適化推進委員もやられておりますのでよろしくお願ひします。

以上2番、3番、4番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願ひします。

番号5について説明申し上げます。貸人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、2,845㎡です。始期終期が、平成30年9月1日から平成31年8月31日まで、期間は1年です。利用目的は玉葱です。借賃は無償、利用権の種類は使用賃借権です。

借人は、記載のとおり。経営状況等は記載のとおりです。これは毎年案件として出るものですが、今回は1か月遅れとなりまして新規設定となったものです。

場所は25ページをご覧ください。

以上で説明を終わりますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願ひします。

3番委員

はい、議長

議長

はい、3番 松田時義委員にお願いします。

3番委員

失礼します。利用権の新規設定の6番について御説明します。貸人、記載のとおり。なお、この件につきまして、坂本委員が交渉してまとめていただいておりますので、貸人の状況を説明していただきたいと思ひます。マイクをお願いします。

10番委員

貸人は、旦那さんが亡くなられて、今家の方には娘さんと2人暮らしをされております。私の方が頼まれましたので、家の方に伺った時に、農業委員会の方にも借人を探るように求められておりました。こういう借人がいるということと言ったら大変喜んでおられました。息子さんは県外の方におられまして、息子さんは買い手がいたら手放したほうがいいんじゃないかということで、手放したいようなことも言われておられまして、借り手がいたということに大変喜んでおられましたので、貸人の方は大丈夫かと思ひますのでよろしくお願ひします。

3番委員

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、耕作

されていない状況でした。面積、2筆合計3,163㎡。始期終期、平成30年9月1日から平成33年8月31日まで、期間は3年。利用目的、菜の花、借賃が全体で年間1万円、利用権の種類は賃借権です。

借人は、記載のとおり。経営状況等は、記載のとおりです。先程、農地法3条申請の2番と3番で説明したのと関係があります。

8月7日、借人、竹下委員、私の3人で現地調査を行いました。現地は、26ページを開けてください。この土地を見て、竹下委員が最初に出た言葉は、「これはよか畑ばい。これはよか畑ばい。」が第1声でした。日当たりもよくていい畑でした。菜の花を作られるということで、面積が広いもんですから、私、大丈夫ですかと確認しました。こんなに広いところを借りてやっていけるんですかと確認しましたところ、18区の寄る会のメンバー10人が応援して一緒に菜の花を作るという話まで済んでいるそうです。ただし、農業委員会を通らないとだめですよということは言うておきました。そういうことでちゃんと計画はなされておるようです。

以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願います。

これで説明は終わります。

議 長

ありがとうございました。担当地区の委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員から詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第52号 農用地利用集積計画の申出については承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第52号 農用地利用集積計画の申出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

議 長

これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、

第14回水俣市農業委員会会議を終了いたします。お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員